



平成30年度
農福連携発！農林水産業ユニバーサル化促進事業



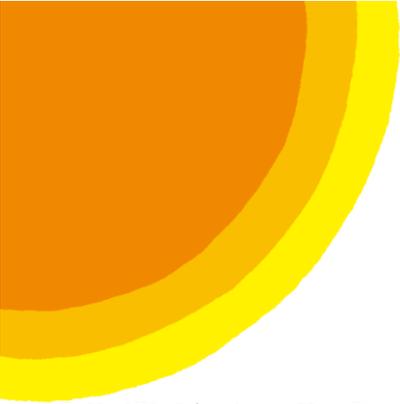
日本の
ひなた
宮崎県



農福連携のための 作業ガイド作成の手引



平成31年3月
宮崎県農政企画課



「作業ガイド作成の手引」の作成にあたって

現在、日本は過去に類を見ないほどの人手不足時代に突入しており、労働人口推計等からもこの傾向は今後も続くものと予想されます。そのため、どの産業においても多様な人材の参画がますます重要になってきます。

このような状況を踏まえ、農政水産部では、平成30年度に「農福連携発！農林水産業ユニバーサル化促進事業」を立ち上げ、福祉保健部や環境森林部、教育委員会と連携し、障がい者をはじめとする多様な方々が農業に携わる仕組み作りに取り組み始めたところです。

農福連携とは、「農業」と「福祉」が連携することで、農業にとっては労働力不足等の解消、福祉側にとっては障がい者就労の促進や、リラクゼーション、リハビリテーション等の効果が期待され、農業と福祉の連携によって双方が抱える課題の克服につながるものとして全国でも広がりつつあります。

農業者による障がい者の直接雇用や、福祉事業所による施設外就労※1は、受け入れる農業者の理解や工夫次第で、成功にも失敗にもなり得るものです。そこで、本書では農業者、福祉の双方がwin-win（相互利益）の関係になるよう、農業現場への障がい者の就労、特に、施設外就労がスムーズに行われるよう、作業の切り出しや作業ガイド※2の作成等を中心とした内容になっています。

本書に記載しているこれらの内容は、障がい者の雇用や施設外就労を検討されている場合はもちろん、多様な人材が働きやすい職場をつくるという視点で、市町村やJA、普及センター等で活用できるものになっています。

本書が、そのような想いを持つ方々のお役に立てれば幸いです。

※1 施設外就労：就労継続支援「A型事業所」と「B型事業所」が行う支援であり、福祉事業所の職員が利用者（障がい者）とともに、農家等から請け負った作業を農家に出向いて行うもの。

※2 作業ガイド：作業を細かく分解した上で、その作業について感覚的ではなく誰にでも分かる（誰がやっても同じになる）よう表現するもの。障がい者個々の技能や意欲を見極めて作業を割り振る際に有用。

目次

1 作業委託をするために

- 1-1 作業委託をしてみよう … 1
- 1-2 作業の切り出しをしてみよう … 2
- 1-3 作業ガイドを作成してみよう
 - (1) 作業ガイドとは … 4
 - (2) 作業ガイドの作り方 … 4
 - (3) 作業ガイド例 … 5
- 1-4 受入れにあたって工夫をしてみよう
 - (1) 慣行作業の見直し … 7
 - (2) 作業場所の整え方 … 8
 - (3) 作業道具や機械の改良 … 8
- 1-5 心構えを持とう
 - (1) 職場の雰囲気づくり … 9
 - (2) 安全に仕事をするために … 9
 - (3) 職場における安全対策と実践 … 9
- コラム ～GAPでGOODな農業経営を！～ … 10

2 参考

2-1 福祉の状況

- (1) 障がいの種類・特性等 … 11
- (2) 県内の障がい者手帳所有者数 … 11
- (3) 障がい者雇用制度に関する最近の動向 … 12
- (4) 宮崎県内の障がい者雇用の現状 … 12
- (5) 障がい者を直接雇用する場合に相談・支援する代表的な機関 … 12
- (6) 就労系サービスのうち、就労継続支援A型、B型事業 … 13
- (7) 福祉における農業との関わり … 14

2-2 農福連携の形

- (1) 農福連携の分類 … 15
- (2) 施設外就労 … 16
- (3) 施設外就労につなげるためのステップ … 17
- (4) 農業現場における作業 … 18

3 県内福祉事業所・特別支援学校に対するアンケート結果

- 3-1 福祉事業所 … 19
- 3-2 特別支援学校 … 21

- 4 農福連携発！農林水産業ユニバーサル化促進事業 … 23

1 作業委託をするために

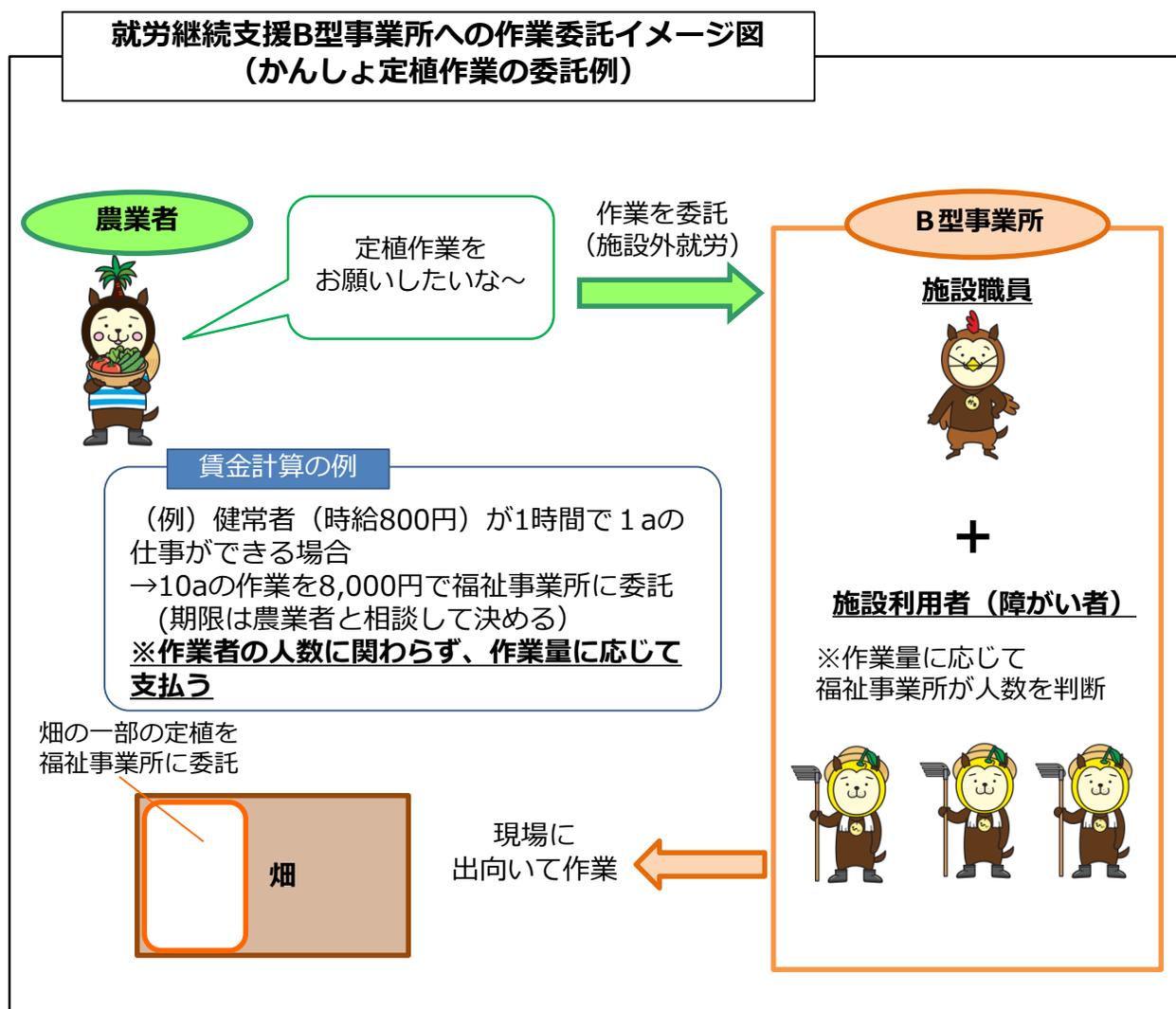
1-1 作業委託を試みよう

農福連携は、農業と福祉の連携によって、双方が抱える課題の克服につながるものです。しかし、農福連携に取り組みたいと思っても、障がい者を直接雇用することはハードルが高いと感じてしまう方も多いと思います。

そこで、直接雇用ではなく、まずは就労継続支援「A型事業所」又は「B型事業所」への**作業委託**に取り組んでみてはいかがでしょうか。

作業委託の中でも、福祉事業所の職員及び利用者（障がい者）に生産現場に出向いて就労をしてもらう「**施設外就労**」（福祉事業所の外に出て行うため、「施設外」就労といいます）は、実際に農場や選果場などの作業現場に出向いて作業をしてもらうため、**委託できる作業の幅が広がり、比較的取り組みやすい**といえます。

作業委託のイメージは以下のとおりです。



障がい者の農業分野への参画の仕方、作業委託の流れ等の詳しい情報は、本紙巻末に記載しておりますので、そちらを御覧ください。

(1) 作業の「切り出し」という考え方

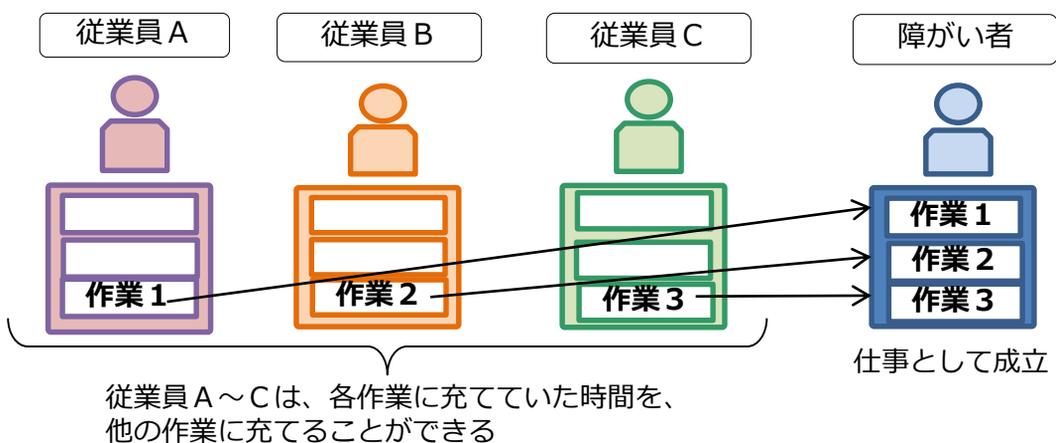
障がい者と共に働く際によく使われる方法の一つに、作業の「切り出し」があります。一連の作業を一つ一つの単純な作業に細かく分解し、作業の最小単位を作り、その中で障がい者ができる作業を担ってもらいます。一連の作業を任せることは困難でも、作業を細かく切り出すことにより、担ってもらえる作業が見つかるかもしれません。

(2) 細分化した作業の集約と作業者への割り振り

切り出した一つ一つの作業はとても小さい作業でも、農場全体や地域で量を集め、組み合わせていくと、仕事として成り立つ量になります。農家にとっては**小さな作業でも、誰かに任せることができれば、農家はその時間を他の仕事に充てることができます。**（下図参照）

障がい者の中には、担当できる作業の幅は狭くても、一つのことについては非常に長けた人材がいます。その特性を引き出し、就労の中で発揮してもらうことも大切です。

また、障がい特性や技能の習得状況、本人の意欲などにより、どうしても作業に制約が生じる場合があります。この場合は、**できる作業をできる人、得意な作業を得意な人に順次任せていく**ようにします。また繰り返し練習することで、できる作業の種類が増えていきます。



この頁では、苗づくり工程のうち「育苗トレイへの播種作業」についての作業の切り出し例を示します。なお、ここでは一連の作業を全て、福祉事業所へ依頼する場合を想定しています。

また、「改善点」という欄も設けておりますが、このように、作業切り出しの際に、作業の負担を軽くできるような改善例についても考えてみるとよいでしょう。

番号	作業内容	機具等	改善点	作業風景	慣行作業	作業分担			
						施設スタッフ	障がい者①	障がい者②	障がい者③
1	育苗トレイを動力噴霧機で洗浄する	動力噴霧機			●	●	●		
2	作業場にブルーシートを敷く	ブルーシート			●	●	●	●	
3	床土の袋をカッターで開けて出す	カッター			●	●	●	●	
4	育苗トレイに床土を入れる	育苗トレー			●	●	●	●	
5	育苗トレイを運び、床に並べる				●	●	●	●	
6	育苗トレーに灌水する				●	●	●		
7	鎮圧ローラで播種穴を開ける	鎮圧ローラ			●	●	●		
8	鎮圧ローラを洗浄する				●	●	●		
9	育苗トレイを播種作業場に運ぶ				●	●	●		
10	育苗トレイに播種器で播種する	播種器	車椅子用の作業台		●	●			●
11	育苗トレイを運んで、覆土する				●	●	●	●	
12	育苗トレイを育苗場へ運ぶ				●	●	●	●	

●印は、その作業を担当することを意味する。

障がい者一人では出来ない作業も、複数人で分担すれば取り組むことができる。

(1) 作業ガイドとは

施設外就労の場合、請け負った作業について**利用者（障がい者）に対する必要な指導等は、施設外就労先の農家ではなく、福祉事業所の職員が行います。**そのため、農家は**福祉事業所の職員の方に、請負作業の内容を十分伝えることが必要**です。

障がい者に依頼したい各種農作業の内容等を記載した説明資料を「作業ガイド」といい、この作業ガイドは、福祉事業所に対して**農作業の内容等を正確に伝える際に有効**となります。

また、作業ガイドは、福祉事業所の職員が、**その作業が障がい者に適した作業か判断する材料**にもなり、**農作業と障がい者のマッチングを的確に行うこと**にもつながります。

(2) 作業ガイドの作り方

作業ガイドの作成の手順については、

まず、①慣行の作業について作業の切り出しを行います。

次に、②障がい者の特性に応じて作業手順を再構成します。

作業手順を再構成する場合は、福祉事業所の職員等、福祉の専門家に相談してみましよう。



(3) 作業ガイド例

P 3で示した「育苗トレイへの播種作業」のうち、「4. 育苗トレイに床土を入れる」「6. 育苗トレイにかん水する」作業について、作業ガイド例を下記のとおり示します。

〈「育苗トレイに床土を入れる作業」 ガイド例〉

順番	作業風景	作業のやり方	伝え方のポイント
1		<p>育苗トレイをブルーシート※1の上に置く。 <u>体への負担を軽くするため</u>※2に、育苗トレイを置く場所は、床土をすくうときに、移動したり、無理な体勢をとらなくてすむ場所にする。</p>	<p>※1 置く場所を明確にする</p> <p>※2 楽な姿勢で作業することができるポイントも記載する</p>
2		<p>床土を両手で山盛りすくって、育苗トレイの置きやすい場所に入れる。 これを合計3回行う※3。 育苗トレイに入れる回数は、作業者の手の大きさを考慮して、農家が※4調整する。</p>	<p>※3 量・数を明確にする</p> <p>※4 判断が必要な調整は、農家が行う</p>
3		<p>育苗トレイに入れた床土をすべての穴に入れるように、<u>力を入れず</u>※5、なでるように<u>手のひらで広げる</u>※6。</p>	<p>※5 発芽率に影響が及ぶ恐れがあるので、力を入れないことを明確にする</p> <p>※6 方法を明確にする</p>
4		<p>床土が足りず、<u>穴が完全に埋まらなかった場合</u>※7、床土を両手ですくって、育苗トレイに1回入れ、手順3同様に手のひらで広げる。 足りない量に応じて、追加する回数を農家が調整する。</p>	<p>※7 考えられる状態について、あらかじめ、記載しておく</p>
5		<p>穴がすべて埋まったら、<u>床土の表面の高さが、育苗トレイの高さと同じくらいになるように</u>※8、力を入れずに、全体的にまんべんなく板でなでて※9、余分な土をトレーの外に出す。</p>	<p>※8 程度を明確にする</p> <p>※9 用いる道具を明確にする</p>

〈「育苗トレイにかん水する作業」 ガイド例〉

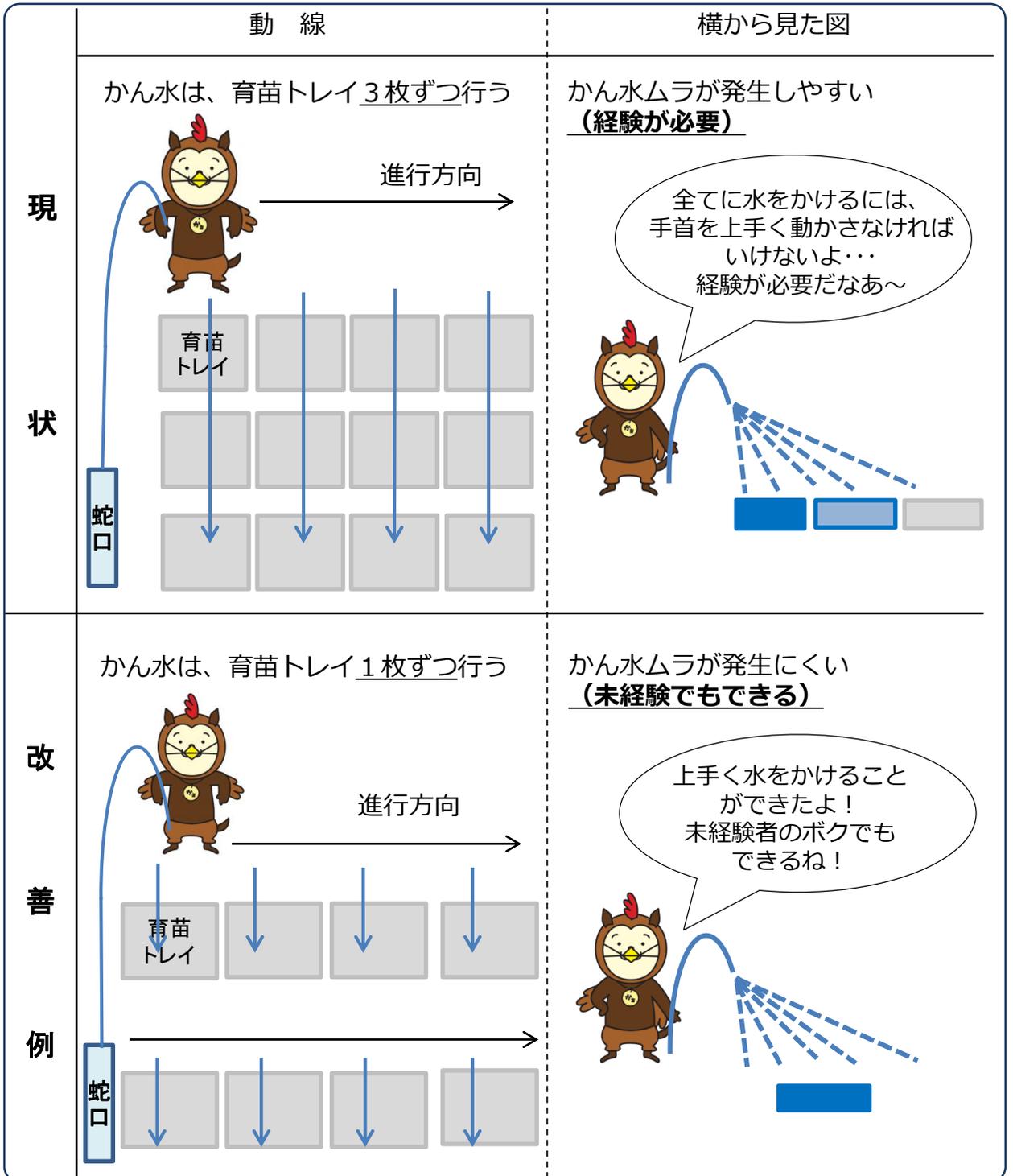
順番	作業風景	作業のやり方
1		<p>農家が※1水量を調節する。</p>
2		<p>並んでいる育苗トレーの端に立ち、育苗トレーの真上から、シャワーを前後左右に動かしながら※2、全体に水をかける。 シャワーヘッドを持っていない方の手で、垂れ下がっているホースを持つと操作がしやすい※3。</p>
3		<p>水をかけながら「1, 2」と数え※4、数え終わったら、一步、横にずれる。数える数字は、作業者の身長によるため、農家が指定する①。</p>
4		<p>手順3を繰り返し、列の最後まで移動したら、次の列に移動する。 次の列に移動する際には、水がかかりすぎないように※5、育苗トレーからシャワーヘッドを離れた状態で移動する。</p>
5		<p>最後の列まで水をかけ終わったら、最初の列に戻り、手順3, 4を合計3回行う※6。</p>

伝え方のポイント
<p>※1 基本となる水量を障がい者が調整することは、難しいと考えられる場合は、農家自らが実施する旨を明確に記載する。</p>
<p>※2 方法を明確にする</p> <p>※3 作業がしやすい方法も詳しく記載するとイメージしやすい</p>
<p>※4 「たっぷりと」など、わかりにくい表現は避ける</p> <p>①作業者の身長により、シャワーヘッドからの水の広がり方が違い、一つのトレーにかかる量が異なるため</p>
<p>※5 想定できるトラブルに対する手順も記載すると良い</p>
<p>※6 回数を明確にする</p>

(1) 慣行作業の見直し

農業者が日頃行っている作業には、経験が必要とされているものが多々ありますが、工夫次第では誰にでもできる作業になる場合もあります。農福連携に取り組むにあたって、受入側の農家がそのような工夫を行ってみる姿勢がとても大切です。

下図では、前頁で示した「育苗トレイへのかん水作業」について、慣行作業の改善例について示します。この例を参考に、現在のやり方が誰にでもできるような作業になるよう、考えてみましょう。



(2) 作業場所の整え方

作業をする場所は、障がいのある作業者に合わせて、身体的に出来るだけ楽に出来るように、作業に取り組みやすい環境を整えるための工夫が必要です。

作業に取り組みやすい環境とは、

「複雑さやあいまいさを避けて、個々の作業を単純化して行えるようにする」ことです。一度に複数のことを処理する作業や、判断を伴う作業が難しい人もいるため、一つの事に集中できる環境を提供することが大切です。

そのためにできる農家の工夫として、

- ① **作業場所は整理整頓をして通路幅を広くし、見通しよくする**
- ② **段差がある場合には段差のある部分を明確にする、またはスロープにして段差を解消する**
- ③ **作業動線を単純化して、進路に迷わず目的の場所へ効率的に移動できるようにする**

ということが挙げられます。



ごみの分別を分かりやすく表示



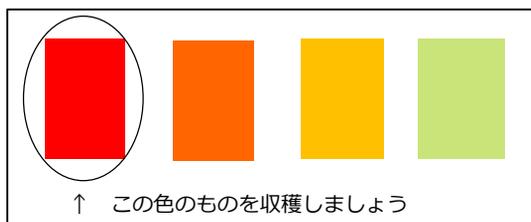
道具の置き場所を明確化

(3) 作業道具や機械の改良

補助具の開発や器具の使用法の工夫、生産資材・包装資材等の改良などを行うことで、障がい者に限らず、農作業に不慣れな方でも、ある程度効率良く作業をすることができるようになります。

例えば、色を識別する必要のある作業の場合、言葉で伝えるだけでは判断に迷う場合もあるため、色が比較できるような補助具を工夫することで、格段に作業しやすくなります。

また、機械を使用するような場合には、作業スピードを通常より遅くしたり、操作ボタンやレバーを大きくする等、少しの改良を加えることにより、誰でも使いやすかつ安全性を高めることができます。



色を比較し、判断できるような補助具の例



目盛に印をつけるなどして、誰にでも分かりやすくする

(1) 職場の雰囲気づくり

障がいのある方と一緒に働くときは、一緒に働く人達の障がいに対する理解が必要不可欠です。施設外就労であれば、職員の方のサポートがあるため比較的大きな問題になりにくいと考えられますが、**障がい特性を理解し、情報を共有しておくことは重要**です。また、障がいに関する情報は個人情報でもあることにも留意しましょう。

(2) 安全に仕事をするために

障がいのある方が安全で健康に働くことができる環境を整えるということは、「誰にとっても安全で気持ちよく働ける環境を作る」ことに繋がりますので、意識して取り組むようにしましょう。

例えば、夏場の炎天下での作業は、健常者でも辛いものですが、それが当たり前だと思わず、屋内や日陰でできる作業に変える方法も考えてみましょう。やり方を見直せば、作業効率が上がり、売上の向上にもつながる場合もあるかもしれません。

また、就業時間については、施設外就労においても、一人一人の障がいや体調により個々の就業時間にばらつきがあったり、福祉施設からの送迎などの関係で、一般的な農業の就業時間の実態にそぐわない、といったこともあります。

これらの問題については、**受け入れる側が意識を変えていくことで解決できます**。福祉現場では、一つの仕事を一人がすべてすることは稀で、**一人一人が出来ることを組み合わせ、一つの仕事が完了するようにコーディネート**しています。

(3) 職場における安全対策と実践

大切なことは、**働く人たちの意識、環境の整備、道具や機械の工夫等、多様な取組**です。農作業事故は本人の不注意だけでなく、作業場所やそれを取り巻く環境、使用機器、周囲の人々などを整えることで防げることもたくさんあります。

そこで、多方面から漏れなく対処を考えるために、「**GAP（農業生産工程管理）に取り組む**」ことは大変有効です。「GAP認証を受ける」にはそれなりの費用がかかりますが、「**GAPに取り組む**」ことは**費用はかかりませんし、誰でも実施可能です**。

また、取り組むことで、しっかりとした安全対策と実践が出来るだけでなく、経営の見える化が図られることで、経営改善にも繋がります。JAや普及センターにGAP指導員資格を持った職員がおりますので、ぜひ相談してみてください。

既成概念にとらわれず、
誰でも働きやすい農業を
目指そう！



ここまで、「作業の分類・細分化」や「作業場所の整え方」等を説明してきましたが、これらは農福連携に限ったものではなく、農業経営の改善を進める取組である「GAP（農業生産工程管理）」の考え方に共通しているものです。

年齢・性別、経験、国際、障がいの有無に関わらず、多くの人が参画できる農業を実現するため、農福連携を機にGAPの取組も考えてみましょう！

1 GAPとは

GAPは、「Good Agricultural Practice」の略で「農業生産工程管理」と訳され、農業生産工程でのムリ・ムダの解消や、農業生産におけるあらゆるリスクを管理することです。

【取り組むことで期待される効果】

- ① **農作業中の事故や、残留農薬、異物混入による事故等の発生リスクの低減**
- ② **農場経営の改善**（生産・管理の効率化、農業従事者の意識向上、人材育成）

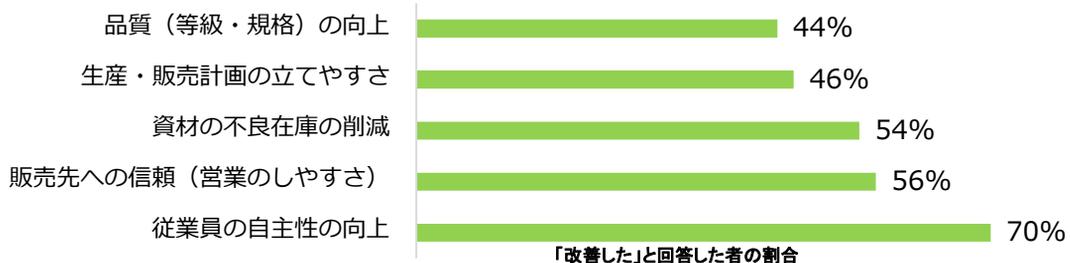
2 GAPによる経営改善効果 ～GAPは日常的な取組～

整理整頓されている現場なら必要なものが探しやすく、安全に管理することができます。作業手順がルール化されていれば、誰もが同じ手順でムダなく作業ができます。

もしもの事故が起きたときでも、事前に対応が準備されていればパニックにならず迅速に対処できます。

このように、日常的な取組がGAPです。一つ一つは難しいことはありませんが、それを継続して実施し、記録することが大切です。

GAP実施による経営改善効果



出典：「GAP導入による経営改善効果に関するアンケート調査結果」(H25.1(独)農業・食品産業技術総合研究機構)を基に農林水産省生産局農業環境対策課で作成

3 ひなたGAPの取組

本県では、東京オリパラへの食材提供の基準を満たし、かつ国際水準GAPを参考として作成した県版GAPの認証制度「ひなたGAP認証制度」を平成29年8月に創設し、取組を推進しています。

〈対象品目〉

青果物(野菜・果樹)、米、茶、花き、きのこ、たけのこ

〈認証費用〉

無償（認証期間は2年間）



GAP指導の様子

2 参考

2-1 福祉の状況

(1) 障がいの種類・特性等

障がいの種類は、主として身体障がい・知的障がい・精神障がいとともに発達障がい・難病（特定疾患）・その他に分けられます。

	障がい特性と農作業の関係等
身体障がい者	収穫等の判断能力は高く、作業管理で能力を発揮する人もいる。ただし、手足の不自由な人など、障がいの程度により圃場での作業が難しい人が多い。
知的障がい者	体力を必要とする作業を行うことができる。単純な作業でも集中力を持続できる人がいる。一方、適期の収穫、雑草の識別等の判断が難しい人もいる。
精神障がい者	収穫等の判断力は高い。一方、長い時間の作業が苦手な人や、幻覚・幻聴等で集中力が持続しない人もいる。
発達障がい者	視覚優位、こだわりを活かした点検、計量、細かい作業が得意な人もいる。他方で、対人関係が苦手であったり、同時並行多重処理ができない人、手先が器用でない人、落ち着いて座ってられない人もいる。

(2) 県内の障がい者手帳所有者数

ここ5年間における、県内の障がい者手帳所有者数については、下表のとおりです。

単位：人

手帳種別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
身体障害者手帳	65,848	64,532	64,095	63,521	62,644
療育手帳	10,465	10,786	11,084	11,244	11,479
精神障害者保健福祉手帳	6,190	6,602	7,090	7,617	8,289
合計	82,503	81,930	82,269	82,382	82,412

(県障がい福祉課調べ)

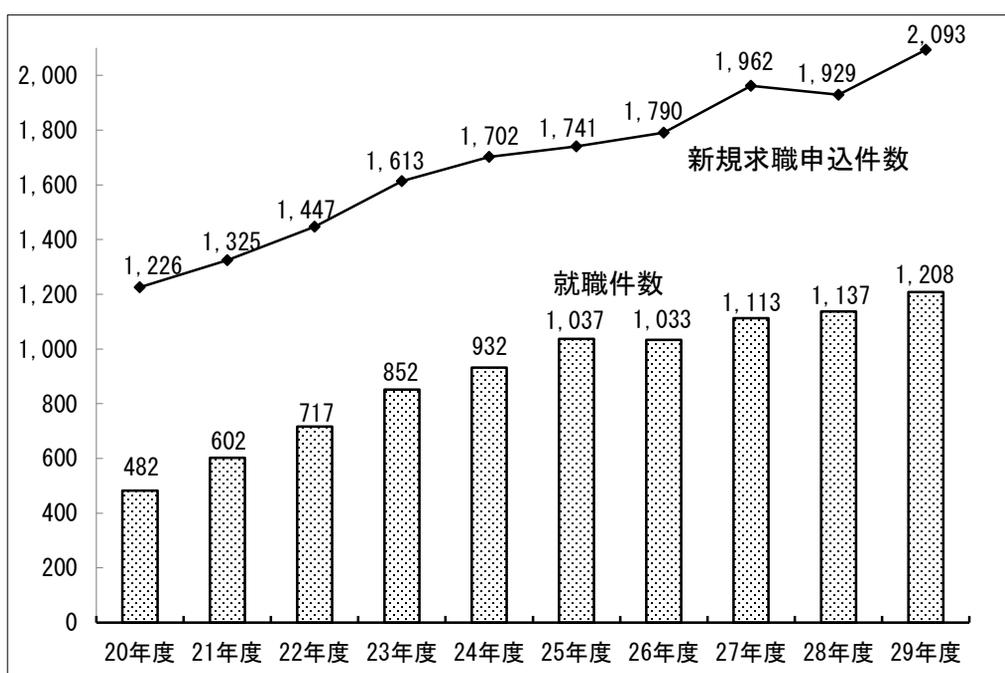
(3) 障がい者雇用制度に関する最近の動向

- 平成30年4月1日から、従業員45.5人以上を雇用する民間企業は、障がい者の法定雇用率2.2%が適用されています。
- 平成29年6月1日時点での、法定雇用率が適用される民間企業における実雇用率は、全国平均が1.97%、宮崎県では2.30%（全国8位）となっており、年々その割合は上昇傾向にあり、障がい者雇用は進展しています。

(4) 宮崎県内の障がい者雇用の状況

- 平成29年度における宮崎県内の新規求職申込件数は2,093件で、前年度に比べ、164件（8.5%）の増加となりました。
- また、ハローワークを通じた障がい者の就職件数は1,208件で、前年度に比べ、71件（6.2%）の増加となっております。
- 近年、新規求職申込件数、就職件数ともに増加傾向にあり、障がい者雇用は着実に進展しています。

【本県内のハローワークにおける障害者の就職件数及び新規求職申込件数の推移】



(出典：宮崎労働局ホームページ)

(5) 障がい者を直接雇用する場合に相談・支援する代表的な機関

障がい者雇用の場合に、相談・支援する代表的な機関は、以下のとおりです。

機関名	内 容
ハローワーク	就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員が障がいの種類・程度に応じたきめ細やかな職業相談・紹介、職場定着支援を実施。
障害者職業センター	障がい者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な支援、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施。
障害者就業・生活支援センター	障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。

(6) 就労系サービスのうち、就労継続支援A型、B型事業

	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>通常の事業所（企業）に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、次の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>雇用契約の締結等による就労の機会の提供</u> ○<u>その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等</u> <p>(利用期間：制限なし)</p>	<p>通常の事業所（企業）に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、次の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労の機会の提供 ○<u>その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等</u> <p>(利用期間：制限なし)</p>
対象者	<p>○企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者（65歳以上の者については、65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限り対象となる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 	<p>○就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
事業所数 (宮崎)	52事業所（平成30年4月）	123事業所（平成30年4月）
定員数 (宮崎)	875人（平成30年4月）	2,434人（平成30年4月）
平均賃金等 (宮崎)	<p>平均賃金月額 61,392円（平成29年度）</p> <p>最低賃金 762円（平成30年10月～）</p>	<p>平均工賃月額 18,585円（平成29年度）</p>

(7) 福祉における農業との関わり

福祉分野では、就労系サービス事業所において主に障がい者の経済的な自立のために障がい者の工賃・賃金向上に向けた生産活動の取組の一つとして農業に取り組んでいます。

また、植物の栽培や動物の飼育などの作業には、心身の癒しの効果が期待され、農作業に従事し身体を動かすことは、身体のリハビリテーションにもつながります。

以下のとおり、県内の就労系サービス事業所の約37%が、様々な形で農業に取り組んでいます。

【本県内の就労支援事業所における農業の取組状況】

種別	総数	農業実施数	実施割合
就労移行支援	54	9	16.7%
就労継続支援 A 型	52	15	28.8%
就労継続支援 B 型	121	59	48.8%
合計	227	83	36.6%

(平成29年県障がい福祉課調べ)

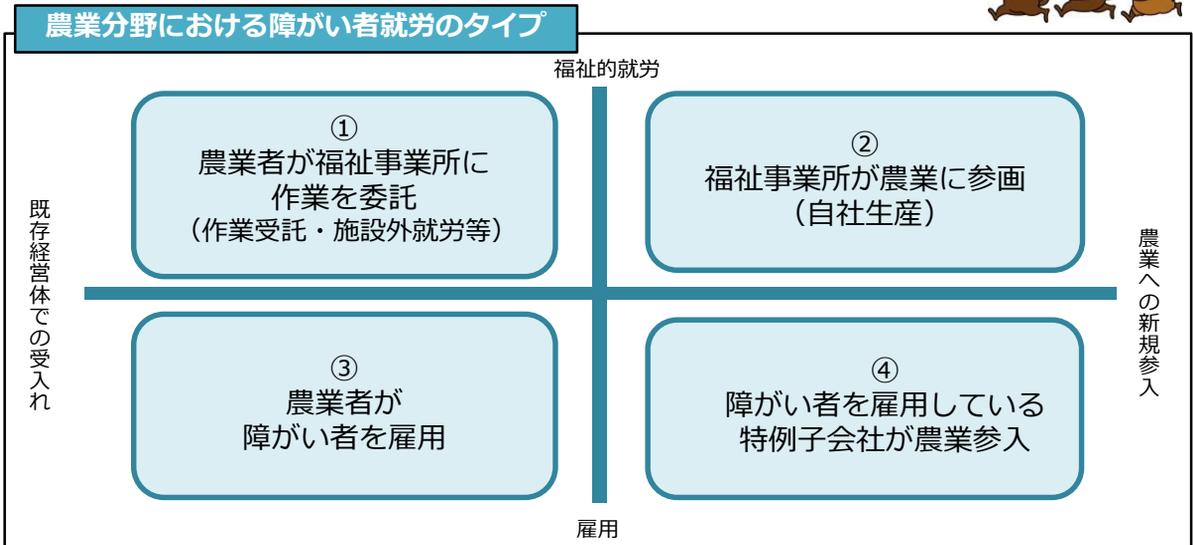


障がい者の作業風景（トマトの収穫）

(1) 農福連携の分類

農福連携は、次のように、大きく分けて4つのタイプに分けることができます。

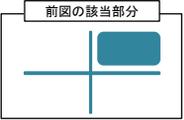
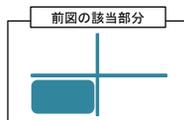
- ① 農業者が福祉事業所に作業を委託
- ② 福祉事業所が農業に参画（自社生産）
- ③ 農業者が障がい者を雇用
- ④ 障がい者を雇用している特例子会社が農業参入



このうち、①～③をまとめると下表のとおりです。

	特 徴
<p>①農業者が福祉事業所に作業を委託</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="font-size: small;">前頁の該当部分</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・農家や農業法人が、福祉事業所と請負契約を結び、作業を依頼する形。 ・福祉事業所の職員が、農作業の種類や内容に応じて事業所を利用する利用者（障がい者）から人選し、福祉の専門知識を有する福祉事業所の職員が引率して作業を担います。 <p style="text-align: center;">作業委託の形態は、主に以下の2つがあります。</p> <p>(1) 施設内就労 福祉事業所内で農産物の袋詰め等の作業を実施する。天候に左右されず、福祉事業所側の都合に合わせて作業を進めてもらえる点が特徴。</p> <p>(2) 施設外就労 福祉事業所の職員が同行し、職員の指示のもと、利用者（障がい者）が農作業を行う。農作業現場で作業ができるため、委託する作業の幅が広がる点が特徴</p>

次ページへ続く

<p>②福祉事業所が農業に参画</p>  <p>前図の該当部分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業所が、生産活動の1つとして農業に取り組む形。 ・地元の理解や栽培技術の習得により、福祉事業所が認定農業者になるなどして地域の農業を支える担い手になる事例もあります。 ・ただし、ある程度農作業のノウハウを持った事業所の職員がいなければ生産性が向上が難しいため、技術的な支援を必要としているケースがあります。
<p>③農業者が障がい者を雇用（自社生産）</p>  <p>前図の該当部分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者本人と農業者が雇用契約を結ぶ形。 ・既存の従業員と変わらず、雇用契約に関わる就業規則や労働に関する法制度が等しく適用されますが、障害特性による体力や健康上の理由から適用が困難な場合などは、一定の手続きを経て、最低賃金の適用範囲から除外される場合もあります。 ・農業者が障がい者への対応について、ある程度の知識や理解が必要になります。

（２）施設外就労

施設外就労では、施設外就労先の農業者と福祉事業所が**請負作業に関する契約**を締結します。

【賃金（工賃）について】

- ・ 契約締結の際は、請負契約の作業の責任は、福祉事業所が負います。
- ・ 施設外就労先から福祉事業所に支払われる報酬は、**作業の内容に応じて算定**されます。
- ・ 施設外就労先の企業から作業に要する機械・設備等を借り入れる場合は、**賃貸借契約又は使用賃貸借契約**を締結します。

【農作業指示について】

- ・ 請け負った作業について、**利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の農家ではなく、福祉事業所の職員**が行います。
- ・ このため、**福祉事業所の職員に、請負作業の内容を十分伝えることが必要**です。

【作業を委託する場合のポイント】

- ・ 福祉事業所の職員に**作業内容を正しく伝えます**。
- ・ 作業内容のやり方だけでなく、**できるだけ完成した姿も示すように**します。（例えば定植をお願いする場合には、どのように植えるかを伝えるだけでなく、植え終わった姿も示す）
- ・ その作業をいつまでに終わらせたいか、**どれだけの量（作業量）をいくら（賃金）で頼みたいかを明確に**します。（最終的には福祉事業所との話し合いで決定）
- ・ **作業人数については、福祉事業所職員の判断に任せます**。

(3) 施設外就労に繋げるためのステップ

Step 1 : 情報収集

- ・ 既に農福連携を行っている農業者や関係機関などへの聞き取りや、県庁ホームページに公表されている「指定障害福祉サービス事業所一覧（障がい福祉課作成）」を参照し、管内の福祉事業所やサービス内容を把握する。
- ・ その後、福祉事業所や施設外就労をしている農家へ訪問するなどして、ニーズの把握を行う。



Step 2 : 作業見学会等の検討・実施

- ・ 見学会等の実施にあたり、受け入れ意向のある農家を選定した後、当該農家が委託したい農作業の検討（作業の切り出し）を行う。
- ・ 福祉事業所向けの農作業見学会等を実施する。



Step 3 : 作業見学会後

- ・ 見学会等に参加した福祉事業所の職員は、施設の利用者（障がい者）がその農作業を実施可能か判断する。



Step 4 : 施設外就労の実践と改善

- ・ 農作業の実践が可能と判断した福祉事業所と農業者が請負契約を結び、施設外就労を実践する。
- ・ 実践中も、福祉事業所の職員とコミュニケーションを取りながら、働きやすい職場環境づくりや農作業の工夫を行い、労働環境の改善に繋げる。

(4) 農業現場における作業

最後に、農福連携には興味があるものの、どんな作業を委託できるか思いつかない場合もあるかもしれません。

以下に、例として野菜の栽培における作業を示します。どのような作業を障がい者をお願いしてみたいか、考える際の参考にしてください。

作業分類	作業の内容
①育苗	床土作り、床作り、種子予措、播種、灌水、こもかけ、換気、間引き移植、ずらし
②施設内の床土作り及び入れ換え	温室やビニールハウス内の床土作り、床土の入れ換え
③本圃の耕起、整地	本圃の耕起、砕土、畝立て
④保温施設組立て	組立て式ハウス、トンネルの組立ておよびビニール張り作業、暖房機の組立ておよび設置作業
⑤基肥	肥料の運搬、施肥
⑥定植（播種）	苗とり、植え穴（溝）堀り、定植、挿植、直まき栽培では播種
⑦灌排水、保温換気	灌排水、本圃こも（ビニール）かけ、加温、換気
⑧中耕除草	中耕、除草、土寄せ、敷きわら、ビニールマルチング、除草剤の散布
⑨追肥	追肥の運搬、施肥
⑩栽培管理	本（仮）支柱立て、誘引、芽かき、摘心、摘果（花）、摘葉（下葉かき）、人工受粉、ホルモン剤処理、つる下ろし、外葉結束、間引き、畦畔の草刈り、作柄の見回り
⑪防除	農薬散布、土壌消毒、被害茎の抜取り焼却、かんれいしゃ張り
⑫収穫、調製	収穫、収穫物などの取りはずし、収穫の終わった株（根）の除去
⑬施設の取壊し	組立て式ビニールハウス、トンネルの取壊し
⑭選別、包装、荷造り	選別、包装、荷造り作業
⑮搬出、出荷	農家から共選場や市場へ出荷する作業

出典 農業機械学会編『生物生産機械ハンドブック』

(参考)

障がい者が働いている農業現場での事例をもとにして、実際に障がい者が担っている作業の例を下記に示します。

ただし、この事例は、事例調査やアンケート調査などで確認できたものに過ぎず、農業分野には、上記農作業以外にも幅広い仕事があり、作物の栽培だけでなく農産物の加工、直接販売、レストラン等の部門を持つ農業経営もあります。自分の経営に合った委託作業内容を考えてみましょう。

栽培部門	作業の内容
①施設野菜	播種、摘花作業、花殻つみ、摘果作業、収穫作業
②露地野菜	播種、間引き、草取り、定植、土寄せ、収穫
③茶	摘採前の落ち葉拾いや草取り、被覆作業
④果樹	摘果作業、袋かけ、収穫

3 県内福祉事業所・特別支援学校に対するアンケート結果

3-1 福祉事業所

アンケート概要

内 容：県内福祉事業所の農作業取組状況、施設外就労等の意向について調査
実 施：平成30年11月～平成31年1月
対 象：県内243箇所の福祉事業所（一部、事業所の重複あり）※調査を開始した平成30年11月時点の事業所数
（内訳：就労移行支援 63、就労継続支援A型 53、就労継続支援B型 127）
方 法：農政企画課でアンケートを作成・集計
回答数：149/243事業所（回答率：約61%）

1 全ての福祉事業所に対して

Q. 福祉事業所で農産物生産を行っていますか。 Q. 福祉事業所内で行う農作業受託をしていますか。

生産している	51事業所（34%）
生産していない	98事業所（66%）

受託している	38事業所（26%）
受託していない	98事業所（66%）
無回答	13事業所（9%）

Q. 農業関係の施設外就労を行っていますか。

行っている	48事業所（32%）
行っていない	98事業所（66%）
無回答	3事業所（2%）

Q. 農福連携に取り組むにあたって、有効と考えられる県の支援策を選んで下さい。
（複数回答可）（回答総数：300）

農業者と事業所のマッチングの窓口等設置	96事業所（32%）
優良事例の収集・周知等、意識啓発	62事業所（21%）
農業の専門家派遣による福祉事業所に対する農業技術指導	58事業所（19%）
農福マルシェ（共同即売会・市場）の開催支援	36事業所（12%）
その他	48事業所（16%）

2 農業関係の施設外就労を行っていない事業所に対して

Q. 今後、農業関係の施設外就労を行う希望がありますか。

希望がある	34事業所（35%）
希望がない	64事業所（65%）

3 今後、農業関係の施設外就労を行う希望がある事業所に対して

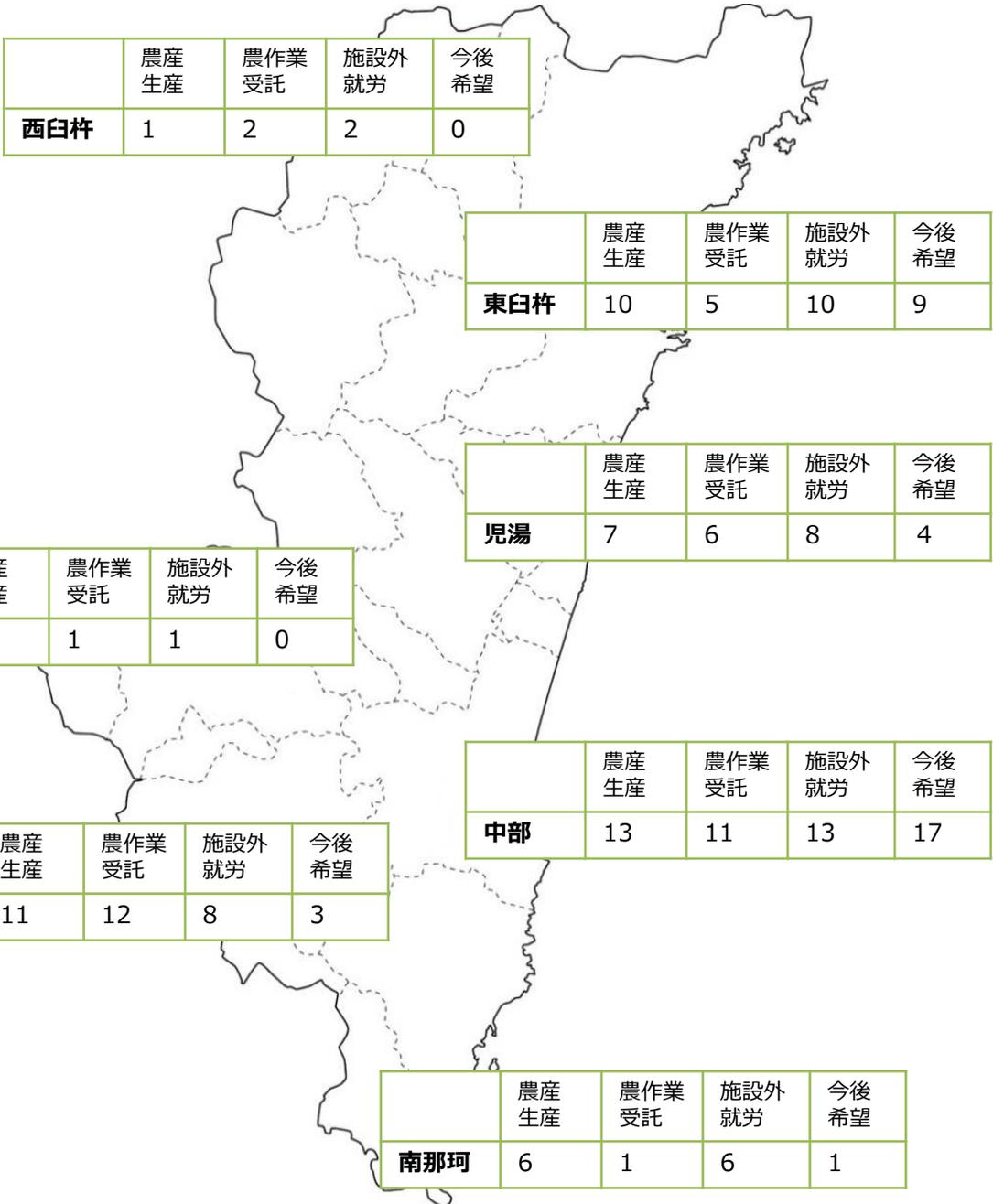
Q. 農家等の情報や情報を入手する手段を持っていますか。 Q. 農家等の情報や情報を入手する手段があれば活用しますか。

持っている	8事業所（24%）
持っていない	24事業所（71%）
無回答	2事業所（6%）

活用する	33事業所（97%）
活用しない	0事業所（0%）
無回答	1事業所（3%）

アンケート回答結果 [地区別]

	農産物の生産を行っている	事業所内で農作業の受託をしている	農業関係の施設外就労をしている	農業関係の施設外就労をしていないが、今後、希望がある
県全体	51	38	48	34



アンケート概要

内容：県内特別支援学校における作業学習、実習による農作業への取組状況について調査
実施：平成30年12月に集計
対象：県内にある13の特別支援学校
方法：農政企画課でアンケート作成・集計、特別支援課より各特別支援学校にメール送付
回答数：13/13支援学校（回答率100%）

1 作業学習について

①高等部における作業学習で農作物栽培をしている
13学校のうち9校

[品目例]

なす、トマト、ゴーヤ、オクラ、セロリ、
水菜、キャベツ、ブロッコリー、ほうれん草、
大根、玉ねぎ、ニンニク、サツマイモ、
ジャガイモ、落花生、花き類等

[栽培時期]

周年…6校

※農作物栽培していない4学校のうち、
1校が「今後取り入れ予定あり」

農作物栽培をしている9学校のうち、

②技術指導が必要である
9学校のうち6校

[必要な指導]

- ・土作り…6校
- ・栽培管理…6校
- ・病虫害防除…1校

2 実習について

①農業関連企業等での実習を行っている
13学校のうち6校

[実習先] J A、農業法人 等

[期間] 2週間程度…5校、1週間…1校

※実習を行っていない7学校のうち、
農作業関連実習を行っていない理由

- ・希望がない…6校
- ・具体的な情報がない…1校

②農業関連の受入れ先を増やしたい（新たに開拓したい）
13学校のうち12校

[理由等]

- ・生徒の特性、興味関心等があれば開拓したい。
- ・在学中に様々な業種の仕事を体験させたい。
- ・屋内や車椅子でもできる作業があれば取り入れたい。

③農業関連の実習受入れ先の情報を持っていない
13学校のうち7校

3 就職実績

①農業関連企業への就職実績がある
13学校のうち5校

学校所在地域	就職先
中部地域	[農業関連企業] J A集荷場、K.kファーム、 黒木酒造、中邑農園、 C o C o R oファーム [農作業を行う福祉事業所] 南風の丘、夢のひかり (いずれも就労継続支援A型事業所)
南那珂地域	なし
北諸県地域	なし
西諸県地域	四位農園
児湯地域	なし
西・東臼杵地域	J A延岡（支所）、トマト農園

4 農業関連職業への就職促進のために
必要だと考えること（自由記述）

[情報提供等]

- ・求人しているJ A、法人、農家等についての情報提供
- ・学校から地域への情報発信（学校の取組について）
- ・関係機関と連携した進路指導

[障がいへの理解]

- ・実習等を通じた、生徒の障がい特性への理解

[仕事内容の明確化]

- ・生徒に応じた仕事の「切り出し」、細分化
- ・働く人が次のステップを目指すための仕事の難易度別段階分け
- ・仕事内容の可視化（経験に基づいた判断が求められる仕事は困難）

[給与・保険等]

- ・働きに応じた昇給
- ・雇用、労災、健康、厚生保険への加入

[その他環境等]

- ・環境面の整備（バリアフリー、身障者用トイレ等）
- ・就労先を往復する交通手段の確保
- ・職場で困った時に相談できる機関（相談窓口）の設置、巡回指導等

各学校のアンケート回答内容

県内の特別支援学校の在籍者数（H30.5.1現在）

学 部	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計（人）
人 数	11	458	346	563	7	1,385

延岡しろやま支援学校 高千穂校（計1名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

延岡しろやま支援学校（計214名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

日向ひまわり支援学校（計57名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

都城きりしま支援学校 小林校（計43名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

児湯るびなす支援学校（計92名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

明星視覚支援学校（計20名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

都城きりしま支援学校（計223名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

みやざき中央支援学校（計243名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

赤江まつばら支援学校（計44名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

都城さくら聴覚支援学校（計37名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

みなみのかげ支援学校（計210名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

日南くろしお支援学校（計109名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

清武せいりゅう支援学校（計92名）

農作物を栽培	技術指導が必要	実習を実施	実習先を増やしたい	情報が ない	農業関連就職実績
<input type="radio"/>					

目的

農山漁村において、農林水産業従事者の高齢化や減少が進んでおり、多様な人材の確保が急務となっている中、福祉側においては、障がい者の働く場として農業分野への関心が高まっている。一方、農業側においては、受け入れ体制や障がい者に対する理解が進んでいない状況にある。

このため、農林水産業・福祉関係者の相互理解やマッチング体制などを構築し、農林水産業のユニバーサル化を促進する。

対象

就労継続支援 A 型事業所／就労継続支援 B 型事業所

内容

① 農福連携就労促進事業

◆ 農福連携推進会議の設置

【構成：県(農政、環境、福祉、教育)、農林水産業団体、農業法人協会、大学等】
農業・福祉関係者の相互理解やマッチング体制の構築を促進

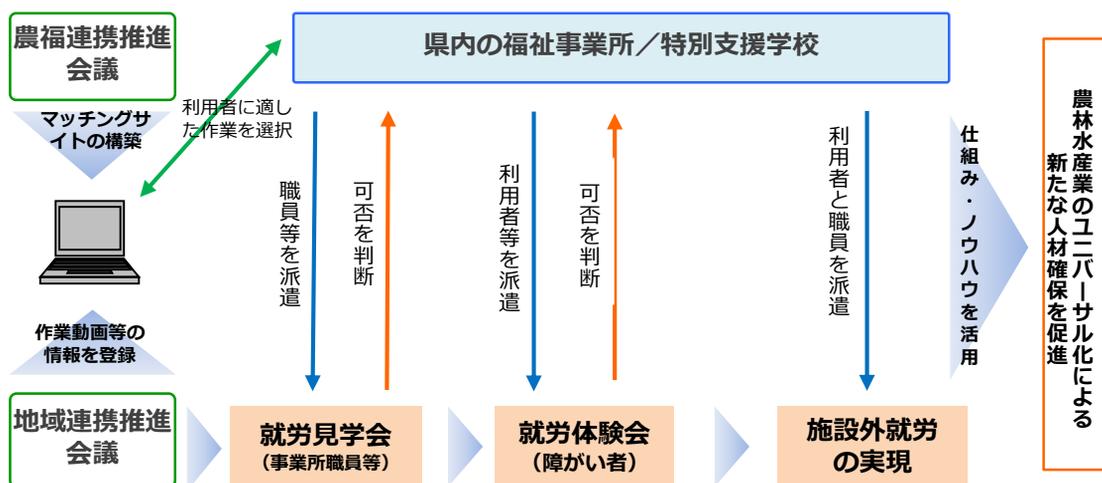
- セミナーの開催
 - 農作業を細かく切り出した作業ガイドの作成
 - 地域の農福連携推進人材の育成
 - マッチングサイトの整備、マッチング活動
- ・ 県内関係者の意識改革と機運醸成
 - ・ 取組手法や体制の確立

② 農福連携地域モデル創出事業

◆ 地域連携推進会議の設置

【構成：県、市町村、農林水産業団体、障害者就業・生活支援センター 等】
各地域における具体的な取組を推進

- 地域課題に対応した研修会等の開催
 - マッチングサイトへの農作業等の登録
 - マッチング支援
 - 就労見学、就労体験の実施
- ・ 地域における取組の加速
 - ・ 農業初心者教育への取組拡大



[農政水産部]

- 農業経営支援課農業担い手対策室 担い手担当 (0985-26-7131)
農福連携全般に関すること

[福祉保健部]

- 障がい福祉課 就労支援担当 (0985-32-4471)
障がい者福祉全般に関すること